## 議案第62号

鯖江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

鯖江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制 定する。

令和7年8月27日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

## 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正 に伴い、鯖江市職員についても、これに準じて所要の改正を行いたいので、この案を提出 する。

## 鯖江市条例第 号

鯖江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

鯖江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鯖江市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「(配偶者等」を削り、「をいう。)」を「(第15条の4第1項に おいて「配偶者等」という。)」に改める。

第15条の4を第15条の5とする。

第15条の3第1項中「申告、請求または申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第15条の4とする。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

- 第15条の3 任命権者は、鯖江市職員の育児休業等に関する条例(平成4年鯖江市条例 第2号)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職 員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなけ ればならない。
  - (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出(以下「請求等」という。)に 係る申出職員の意向を確認するための措置
  - (3) 鯖江市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
  - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活と

の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の鯖江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。